

【総会：第1号議案 令和4年度事業報告】

## 令和4年度 事業報告

### <概要>

令和4年度事業計画に基づき、非常通信訓練、非常通信体制の総点検、継続的な非常通信協議会活動の強化及び周知・啓発などの事業を行い、非常災害時における通信体制の確立の推進に努めました。

令和4年度の特徴は、予算の効率的な執行のため、幹事会及び総会は会議会合のみとし、メール審議方式により行い、従来の総会同時開催であった記念講演会は、セミナー及び災害対策関連機器展示イベントに集約させた「北海道地方非常通信協議会設立65周年記念講演会」として開催した結果、今までになく盛況のうちに終了することができました。

非常災害時における迅速かつ有効な通信体制の確立のため、関係各位のご協力のもと、今後も当協議会の活動を充実させていくことが重要です。

### 1 非常通信訓練

本訓練は、災害想定の下で実践的な訓練を実施した上で、平常時使用している通信手段が使用できない状況下における非常通信ルートの実効性の検証を行うと同時に、関係機関との連携を図り、訓練参加者の非常通信に関する認識の向上を図ることを目的に全国訓練及び地方訓練を実施しました。また、関係機関等が開催する災害通信訓練にも参加しました。

#### (1) 令和4年度全国非常通信訓練（第85回）

- 実施日時  
令和4年11月24日（木） 09時30分～
- 実施地域  
オホーツク総合振興局管内
- 参加機関（19機関）  
北海道（本庁、オホーツク総合振興局）北見市、網走市、紋別市、美幌町、斜里町、津別町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、大空町
- 災害想定  
台風の接近による暴風と大雨で、停電、住家被害及び崖崩れが発生。
- 訓練条件
  - ア 電気通信事業者が提供する通信設備は使用不可。
  - イ 北海道総合行政情報ネットワークの光回線も使用不可。
  - ウ 非常通信必携で定める地方非常通信ルートは使用可能。
  - エ 被災状況によりウのルートが使用不可の場合を想定し、衛星携帯電話（借受け機器を含む）、自営系無線（MCA無線等を含む）及び他機関通信網を活用した臨時のルートも使用可能。
- 訓練の概要

- ア 参加市町村は、地方非常通信ルートから適宜のルートを選択し、非常通信訓練通報をオホーツク総合振興局経由で北海道（本庁）に伝達する。
- イ アのルートのほか、衛星携帯電話、自営系無線、防災相互波及び他機関通信網等、多様な通信手段を活用した臨時のルートによる訓練も推奨する。この場合、総務省の貸出す災害対策用移動通信機器の使用も可能とする。
- ウ 北海道（本庁）は、伝達された災害情報を取りまとめ、国土交通省を経由して中央非常通信ルート（国交ルート）により内閣府へ非常通信訓練文を伝達する。
- エ 内閣府は、国の応援対策などの情報を、ウの中央ルートにより北海道（本庁）に伝達する。
- オ 北海道（本庁）は、内閣府からの情報をア又はイの地方ルートにより被災想定市町村に伝達する。
- カ 訓練においては、可能な限り非常用電源を稼働させての訓練を推奨する。非常用電源の実稼働が困難な場合は、少なくとも運用手順書や燃料残量等の再確認に努める。
- キ 本訓練の機会を捉え、自営系無線を活用した避難所を中心とする通信訓練の実施も推奨する。

➤ 訓練の結果

各参加市町村とも、地方ルートに地域衛星通信ネットワーク（LASCOM）のFAX回線を選定。訓練中は特段の支障は認められず、訓練開始から2時間31分後にすべての市町村が訓練を終了しました。訓練の結果報告では、一の参加機関から通信の輻輳が生じたLASCOMのFAX回線に「有効性が認められない」と報告がありました。その他の市町村は、輻輳を認めつつ、「有効性がある」としています。

なお、今後の課題や改善点については、以下の4点が報告されています。

- ア 回線の輻輳の解消。（4機関）
- イ 新たな予備ルートの検討の必要性。（1機関）
- ウ 定期的な習熟訓練の必要性。（本訓練が良い機会になったのも含めて。）（3機関）
- エ 訓練実施前の事前調整の改善。（1機関）

また、本訓練にあわせて推奨した訓練のうち、「臨時のルート設定」及び「非常用電源の稼働」については、以下の2点の報告がありました。

- ア 「臨時のルート設定」において、新たな通信ルートの検討のため、近隣市町村と衛星携帯電話による通信訓練を実施。（通信の相手方を含め、2機関）
- イ 「非常用電源の稼働」において、実稼働は行わなかったものの、目視による点検を実施。（1機関）

（2）令和4年度北海道地方非常通信訓練

- 実施日時（参加機関が多いため、3回に分けて実施。）
- 第1回目：令和4年12月19日（月）09時30分～
- 第2回目：令和4年12月21日（水）09時30分～
- 第3回目：令和4年12月22日（木）09時30分～
- 実施地域
- 渡島総合振興局管内及び十勝総合振興局管内
- 参加機関（34機関）
- 第1回目：北海道（本庁、渡島総合振興局）、函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿追町、森町、八雲町、長万部町

第2回目：北海道（本庁、十勝総合振興局）、帯広市、音更町、鹿追町、新得町、清水町、広尾町、幕別町、池田町、陸別町

第3回目：北海道（本庁、十勝総合振興局）、士幌町、上士幌町、芽室町、中札内村、更別町、大樹町、豊頃町、本別町、足寄町、浦幌町

- 災害想定  
日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による広域災害。
- 訓練条件  
全国訓練に同じ。
- 訓練の概要  
全国訓練に同じ。ただし、通信ルート区間は「各参加市町村～北海道（本庁）」まで。
- 訓練の実施結果

各参加市町村とも、通信ルートに「地域衛星通信ネットワーク（LASCOM）」によるFAX回線を選定。訓練の結果、第1回目の訓練では訓練開始から3時間30分後、第2回目の訓練では4時間00分後、第3回目の訓練では2時間9分後に訓練を終了している。第1回目及び第2回目は、これまでの地方訓練と比較すると大きく時間を超過しており、その原因は、通信の輻輳と機器操作の不慣れ及び実施手順の不順守によるものと推測され、各機関において改善の余地が認められます。

なお、訓練の結果報告では、LASCOMのFAX回線に有効性が認められないと報告した機関はありませんでしたが、課題や改善点について、以下の多くの報告がされています。

- ア 回線の輻輳の解消（十勝2機関）
- イ 定期的な習熟訓練の必要性。（本訓練が良い機会になったのも含めて。）（渡島1機関、十勝8機関）
- ウ 短縮ダイヤルの必要性。（十勝1機関）
- エ 機器の簡単な取扱いマニュアルの必要性（十勝1機関）
- オ 新たな予備ルートの検討の必要性。（渡島1機関）
- カ LASCOM（FAX）回線が使用不可の場合を想定し、Webでの✓方式による伝達手段の必要性。（十勝1機関）
- キ 訓練当日の衛星ANTへの着雪による通信障害の発生。（渡島1機関）
- ク LASCOM（FAX）回線の有効性への疑問。（一般回線が使用不可の状況下で有効性が判断できない。）（十勝1機関）
- ケ LASCOM（FAX）回線の使用頻度が低いため、有効性について判断できない。（十勝1機関）
- コ 訓練日を複数回に分けることへの疑問。（十勝1機関）
- サ （繁忙期でもあり、）訓練の必要性を感じない。（十勝1機関）
- シ 同種の訓練（消防庁で実施）を重複して実施することへの疑問。（十勝1機関）
- ス 訓練の簡略化（振興局単位で独自に訓練）を希望。（渡島1機関）
- セ 普段使用しない通信回線のため、有事に職員が気付かない可能性。（渡島1機関）
- ソ 訓練実施前の事前調整の改善。（十勝1機関）

また、本訓練において、あわせて推奨した訓練のうち、「臨時のルート設定」及び「非常用電源の稼働」については、以下の4点の報告がありました。

- ア 「臨時のルート設定」において、災害対策用移動通信機器の借受けの必要性を検討。（十勝1機関）

- イ 「臨時のルート設定」において、新たな通信ルートの検討のため、衛星携帯電話を活用した伝達訓練を実施。(通信の相手方を含め、渡島で2機関)
- ウ 「臨時のルート設定」において、新たな通信ルートの検討のため、複合プリンタ(衛星回線 FAX)を活用した伝達訓練を実施。(通信の相手方を含め、十勝で2機関)
- エ 「非常用電源の稼働」において、実稼働は行わなかったものの、目視による点検を実施。(渡島1機関)

(3) 関係機関が主催する災害通信訓練への参加

北海道防災会議が主催する「令和4年度災害通信連絡訓練(地震・津波)兼Lアラート全国総合訓練」に以下のとおり参加しました。

- 実施日時  
令和4年5月26日(木) 09時00分～
- 実施地域  
北海道内一円
- 参加機関  
北海道防災会議構成機関、市町村  
(注：北海道地方非常通信協会は協力機関として参加。)
- 訓練内容  
本訓練は、北海道地域防災計画に基づき実施するもので、津波警報・注意報及び地震情報等の災害情報(FAX)を迅速かつ正確に伝達し、各訓練実施機関における災害情報通信計画を適切に運用することにより、災害発生時の各機関における迅速かつ適切な非常配備体制(初動体制)の確立を図ることを目的とし、一般財団法人マルチメディア振興センターが主催するLアラート全国総合訓練とあわせて実施するものです。  
当協議会は、午前実施の訓練に「風水害(内陸市町村)」及び午後実施の訓練に「地震(北海道西方沖)・津波(沿岸市町村)」に参加し、訓練通報を受信後、非常通信ルートの被害状況の把握、非常通信確保に向けた協力依頼、非常通信の取扱要請及び災害対策用移動通信機器の貸出しに係る一連の初動対応について、机上訓練を実施しました。
- 訓練の実施結果  
当協議会の一連の机上訓練は、滞りなく実施できました。

## 2 非常通信体制の総点検の実施

非常災害時における通信・放送の確保のため、無線局等の設備や運用管理体制について一斉点検を実施しました。

- 実施期間  
令和4年9月27日～12月31日まで。  
(9月27日以前に点検を実施した場合はその結果も可とする。)
- 対象機関  
全構成員の314機関  
(通信設備を有しない構成員は、非常時の連絡体制等の点検を推奨する。)
- 点検項目  
別紙1の中央非常通信協議会で策定した総点検項目(標準項目)。
- 総点検の実施結果  
「点検設備あり」と報告のあった188機関のうち、27機関の合計182局の設備について、何らかの不良箇所が認められたと報告がありました。

回答状況の内訳（単位：機関数）

機関別	機関数	回答数	回答の内訳			
			点検設備 なし	点検設備 あり	内訳	
					不良設備 なし	不良設備 あり
国・都道府県	9	6	1	5	5	0
市町村	179	135	17	118	102	16
消防	42	41	0	41	34	7
電気通信	6	6	2	4	2	2
放送	28	10	0	10	10	0
その他	50	14	4	10	8	2
計	314	212	24	188	161	27

不良設備の局種別内訳（単位：局数）

機関	不良設備（無線局＋有線設備）			
	陸上移動局・ 携帯局	固定局	基地局・ 携帯基地局	有線設備
国・都道府県	0	0	0	0
市町村	62	11	6	2
消防	20	16	9	0
電気通信	0	0	3	0
放送	0	0	0	0
その他	53	0	0	0
小計	135	27	18	2
合計	182			

局種別不良箇所の内訳（単位：箇所）

（一の局に複数の不良箇所がある場合は重複して計上しています。）

局種	不良箇所				
	送受信 設備	電源 設備	空中線 設備	管理 体制	その他
陸上移動 局・携帯局	77	42	12	12	2（無線機取外し）
固定局	14	15	8	0	2（雑音発生） 2（拡声器の割れ）
基地局・ 携帯基地局	4	14	4	0	0
有線設備					1（通信端末ディスプレイ不良） 1（理由不明）
小計	95	71	24	12	8
合計	210				

不良設備は、送受信設備の老朽化に起因するものが多く、続く電源設備、空中線

設備で全体の90%を占めています。

不良設備の多くは、措置済あるいは措置予定と報告されていますが、中には、「古い機種のため交換部品なし」又は「現段階での措置は財政的に困難」等の事情も報告されています。

### 3 継続的な非常通信協議会の活動強化

当協議会の活動強化として、各種会議の開催、非常通信事務必携の改訂、非常通信対応マニュアルの改訂、非常通信ルートの見直し及び非常通信対応マニュアルの作成依頼（見直しを含む）及び当協議会への加入促進を行いました。

#### (1) 各種会議の開催状況

予算の効率的な執行のため、定例の会議はメール審議方式又はオンライン審議方式としました。

##### ➤ 幹事会

ア 日 時：令和4年7月15日(金)～7月29日(金)

イ 開催方法：メール審議方式

##### ➤ 総会

ア 日 時：令和4年8月19日(金)～9月2日(金)

イ 開催方法：メール審議方式※

#### ※【参考】

総会は、メール審議方式とオンライン審議方式を組み合わせた審議方式での開催を予定していましたが、オンライン審議での希望者が少ないため、メール審議方式に一本化しました。

#### (2) 非常通信事務必携及び非常通信対応マニュアルの改訂

令和5年2月に非常通信事務必携及び非常通信対応マニュアルの改訂版を発行しました。

令和4年度は、中央非常通信協議会版の非常通信事務必携の改訂が遅れたこと及び総務省の貸出す災害対策用移動通信機器のうち、衛星携帯電話（ワイドスターⅡ）のサービス中断の可能性※が報じられたことにより、年内の改訂は行いませんでした。

##### ➤ 改正点

ア 非常通信事務必携は中央版との整合を図るとともに、所要の更新を加え、現行化しました。

イ 非常通信対応マニュアルは、各構成員の実情を取り入れた内容に改訂するとともに、非常通信事務必携から分離し、非常通信事務必携の「別冊」としました。

ウ ペーパーレス化の推進のため、配布方法を従来のメール添付又は郵送から、ホームページからのダウンロード方式に変更しました。

#### ※【参考】

1. 衛星電話サービス(ワイドスターⅡ)のサービス中断の可能性(10/7)

[https://www.docomo.ne.jp/info/notice/page/221007\\_01\\_m.html](https://www.docomo.ne.jp/info/notice/page/221007_01_m.html)

2. 「ワイドスターⅡ」サービスにおける新通信衛星運用開始のお知らせ(2/27)

[https://www.docomo.ne.jp/info/notice/page/230227\\_00.html](https://www.docomo.ne.jp/info/notice/page/230227_00.html)

- (3) 非常通信ルートの見直し及び非常通信対応マニュアルの作成・見直し  
非常通信対応マニュアルの改訂が遅れたため、令和5年度に繰り越して取組みを実施中です。

- 実施時期  
令和5年5月23日～令和5年9月30日まで
- 対象機関  
市町村の構成員
- 実施結果  
令和5年度事業報告にてご報告します。

- (4) 当協議会への加入促進  
機会をうかがいましたが、非常通信に関連深い事業者などの該当はありませんでした。

#### 4 周知・啓発活動

従来 of 総会同時開催であった記念講演会、12月期のセミナー及び防災関連通信機器展示を集約させたイベントを「北海道地方非常通信協議会設立65周年記念講演会」として、集合会場及びオンライン配信のハイブリッド形式で開催しました。

当協議会として、講演会等のハイブリッド開催は初めての試みでしたが、過去になく多くの方にご参加者いただきました。

また、周知・啓発活動を兼ねた災害対策用移動通信機器の貸出し訓練を、恵庭市において実施しております。

なお、功績者への表彰は、令和4年12月及び令和5年4月の2度に渡り、該当者の推薦依頼を行いました。推薦はありませんでした。

- (1) 北海道地方非常通信協議会設立65周年記念講演会（ハイブリッド開催）

- 開催日時  
令和4年12月15日(木) 13時30分～17時00分
- 参加者数  
196名
- プログラム  
第1部：演題「巨大地震への対応について」  
講 師：北海道 総務部 危機対策局 危機対策課 防災教育担当課長  
大西 章文 氏  
第2部：演題「消防庁における災害情報伝達手段の整備に係る取組」  
講 師：消防庁 国民保護・防災部 防災課 防災情報室 課長補佐  
金子 洋 氏  
第3部：演題「むかわ町における災害情報の伝達について」  
挨 拶：むかわ町 町長 竹中 喜之 氏  
講 師：むかわ町 総務企画課 課長 石川 英毅 氏  
(ほか、北海道テレビ放送(HTB)×ジャパンケーブルキャスト(JCC))  
お知らせ：「同報系の伝達手段整備と多重化の推進」  
説明者：北海道総合通信局 防災対策推進室 室長 島 義晴  
機器展示1：北海道テレビ放送(HTB)×ジャパンケーブルキャスト(JCC)

内 容 : 自治体からの防災情報の配信に、「テレビ」と「スマートフォン」を活用した新しい情報伝達手段について共同展示・デモ。

機器展示2 : 北海道総合通信局

内 容 : 総務省が貸出す災害対策用支援機材のパネル展示。

【参考】

本記念講演会のアーカイブ配信を以下のとおり掲載しています。

<https://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/do-hijyokyo/new/new.htm#003>

(2) 災害対策用移動通信機器の貸出し訓練

- 実施日時  
令和4年11月8日 10時30分～12時30分
- 実施場所  
恵庭市役所（恵庭市災害対策本部）
- 訓練の概要  
同市の災害対策本部訓練において、「通信機器不足のため、総務省から災害対策用移動通信機器を借受ける必要が生じた。」との想定の下、災害対策本部からの貸与要請に始まり、運搬請負業者による運搬・搬入、機器の取扱い説明及び機器の撤収までの一連の行動について再確認と検証を行いました。
- 訓練の結果  
訓練はスムーズに実施でき、当協議会活動と災害対策用移動通信機器の効果的な周知・啓発に資することができました。  
なお、訓練の様子は以下のとおりです。



アイコム株式会社が恵庭市役所に到着



災害対策本部の状況



恵庭市横道副市長へ通信機器の説明



恵庭市基地・防災課職員へ通信機器の説明

以上

## 総点検項目（標準項目）

点検事項	中分類	項番	点検項目
送受信設備	送受信装置	1	送信電力低下
		2	周波数のずれ
		3	送信信号不良
		4	受信信号不良
		5	受信感度低下
	操作系	6	マイク、コネクタ等不良
		7	ランプ、スイッチ、メータ等不良
	監視制御装置	8	機能不良
	電源部	9	コンバーター不良
		10	回路等不良
	設置（保管）場所	11	耐震対策不良
		12	津波及び豪雨等による浸水対策不良
	付属装置	13	FAX、映像伝送装置等の不良
		14	連絡線不良
		15	その他
空中線 (アンテナ)		16	空中線不良・破損
		17	空中線柱老朽化
		18	給電線不良（たわみ含）
		19	回転型制御系不良
		20	鳥害対策不良
		21	航空障害灯不良
		22	耐雷対策不良
		23	空中線共用器不良
		24	耐震対策不良
		25	着雪対策不良
	26	その他	
電源設備	通常電源設備 (固定する無線局)	27	配電盤不良
		28	変圧器不良
		29	警報監視装置不良
		30	制御装置不良
		31	引込線樹木接触
		32	耐雷対策不良
		33	耐震対策不良
		34	津波及び豪雨等による浸水対策不良
		35	その他
	非常用電源設備 (固定する無線局)	36	バッテリー不良、定期交換未実施
		37	UPS、CVCF不良
		38	発動発電機不良
		39	発動発電機燃料の不足
		40	耐震対策不良
		41	津波及び豪雨等による浸水対策不良
電源設備 (移動する無線局)	42	非常用電源の継続的な運用体制不良	
	43	その他	
	44	可搬型無線機のバッテリー不良	
	45	電源ケーブル等不良	
	46	その他	
管理体制		47	機器操作習熟訓練
		48	機器操作マニュアルの配置
		49	保守委託業者連絡体制
		50	危機管理マニュアル等の整備
		51	非常時要員連絡体制
		52	通信訓練実施
		53	通信回線被害の発生時における対策
		54	その他
有線設備 (非常通信ルート)		55	音声不良、データ欠損
		56	交換機不良
		57	サーバ等不良
		58	ルータ、モデム等不良
		59	コネクタ、接続ケーブル等不良
		60	その他